

令和8年度介護保険料（年間）

所得段階	対 象		基準額に 対する割合	年間保険料
第1段階	世帯：町民税非課税 本人：町民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 合計所得金額+課税年金収入が82万6,500円以下の 方	0.455 (軽減後0.285)	20,862円
第2段階		合計所得金額+課税年金収入が82万6,500円を超え 120万円以下の方	0.685 (軽減後0.485)	35,502円
第3段階		合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える方	0.69 (軽減後0.685)	50,142円
第4段階	世帯：町民税課税 本人：町民税非課税	合計所得金額+課税年金収入が82万6,500円を超え る方	0.90	65,880円
第5段階		合計所得金額+課税年金収入が82万6,500円以下の 方	1.00 【基準額】	73,200円
第6段階	本人：町民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	1.20	87,840円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	95,160円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	109,800円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	124,440円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	139,080円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	153,720円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	168,360円
第13段階		合計所得金額が720万円以上の方	2.40	175,680円

※第1～3段階については、公費負担による保険料軽減が実施されます。

※40歳～64歳までの方（第2号被保険者）は、その人が加入している医療保険の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて納めます。

赤色の数字は、令和8年4月1日より適用されます。